平成5年3月18日 大学会議制定 改正 平成8年3月21日 平成11年2月23日 平成16年3月18日 平成18年3月17日 平成20年12月4日 平成26年5月22日

第1条 この規程は、甲南大学学則に基づき、科目等履修生について必要な事項を定める。

第2条 科目等履修生を願い出ることができる者は、高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

第3条 科目等履修生を願い出る者は、次の出願書類に科目等履修生検定料を添えて願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生出願票(写真添付)
- (2) 最終学校における卒業証明書(ただし、教育職員免許等の資格取得を希望する者は、成績証明書添付)
- (3) 健康診断書
- 2 本大学院学生が、科目等履修生を願い出る場合は、出願書類に指導教員の承諾書を添えなければならない。 第4条 科目等履修生を許可する時期は、学年又は学期の初めとする。
- 第5条 科目等履修生の許可は、当該科目を開設する教授会(広域副専攻センター、情報教育研究センター、国際交流センター及び教職教育センターにあつては運営委員会)の議に基づき、学長がこれを決定する。

第6条 科目等履修生を許可された者は、所定の期間内に科目等履修料を納付しなければならない。

- 2 本大学院学生の科目等履修料は、1学年度16単位を限度とし免除することができる。
- 3 科目等履修料及び科目等履修生検定料は別に定める。
- 4 既納の科目等履修料及び科目等履修生検定料は、いかなる事情があつても返付しない。
- 第7条 科目等履修生が1学年度に履修することができる単位数は、32単位以内とする。
- 2 実験、実習、演習及び基礎外国語科目の履修は、原則として許可しない。その他の科目についても、許可しない ことがある。
- 第8条 科目等履修生を許可された者には、科目等履修生証を交付する。
- 2 科目等履修生は、科目等履修生証を携帯しなければならない。
- 第9条 単位の認定は、試験その他適当な方法による。
- 2 願い出により単位修得証明書を交付する。
- 第10条 科目等履修生として、不適当な行為があつたときは、科目等履修生の許可を取り消すことがある。
- 第11条 他大学との単位互換協定に基づく科目等履修生については、この規程に定める必要条項のほか、当該協定 に基づくものとする。

附則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 聴講生規程(昭和30年3月17日大学会議制定)は、廃止する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年5月22日から施行する。